

28 陳情 第 19 号	高すぎる国保料の引き下げを求める陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 28 年 3 月 8 日受理、平成 28 年 3 月 10 日付託
陳 情 者	新宿区北新宿 _____ _____ 会長 _____

(要 旨)

高すぎる国保料を引き下げてください。

(理 由)

国保法は、第 1 条で「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」とし、第 4 条では、国民健康保険の運営責任は国が負っていることを明記しています。国民健康保険は、皆保険制度を根底で支えるセーフティネットの役割を果たしています。新宿区では、約 8 万世帯・10 万人余、区民のほぼ 3 分の 1 が加入しています。年金が主な収入の 65 歳～74 歳の 7 割近く、若い世代の非正規化がすすむなか 15 歳～39 歳の約 4 割が加入するなど、健康・命を守る命綱となっています。

しかし、23 区の国民健康保険料は毎年上がり、三多摩地域よりも高くなっています。新宿区の国保加入世帯の 3 分の 2 以上は、所得 200 万円以下の低所得世帯です。年収 200 万円の 40 代・2 人世帯で保険料が 20 万円と、支払い能力を超えています。「年間の保険料が一月の手取り分くらいあり、高すぎる。ここ 10 年、新しい衣類は下着以外は買っていない」「分納の相談をしているのに、非現実的な一括納付を強く求められた」等の声が広がっています。短期証・資格書の発行、差押えが増え続け、強権的な徴収も行われています。東京都が「保険調整交付金交付要綱」に基づき、収納率の伸び率、差押え件数、資格書の発行割合などを指標に交付金を出していることも、徴収強化に拍車をかけています。

国民健康保険事業は、公的な財政支援が必要不可欠です。国による子どもの医療費無料化へのペナルティをやめさせ、削減されてきた国の支出金、都の財政支援の増額を強く要望し、かつ、これまで区が実施してきた一般財源の支出を維持・拡充し、高すぎる保険料を引き下げてください。

子どもの貧困問題がクローズアップされている時、月平均 16 万円 7 千円、年収 200 万円の 3 人世帯のひとり親家庭の国保料負担が 20 万円を超え、生活保護以下の生活をさらに苦しめています。せめて、子どもの均等割を免除するなど、独自の軽減策をおこなってください。